

クラブ登録とは

クラブ登録について・・・クラブ登録申請の提出→登録審査→登録許可→登録許可書発行。教育委員会で許可されたクラブは、1年間使用室が優先的に使用でき使用料が免除される。文化会館クラブとして、会員募集ができ、文化会館ホームページに掲載。ただし、町主催の行事等がある場合は、こちらが優先されますのでご了承ください。

クラブ運営について・・・クラブ会員が、主人公であり、講師はあくまでも会員の意をくんで学習内容の専門的な指導をする人ですので、全員が役員(代表者等)に協力するとともに、ときにはクラブ運営・学習計画などについて皆さんで話し合いましょう。またクラブ活動は、計画性を培うものでありますので、年間の日程どおりの活動を行ってください。

試行期間について・・・試行期間は3ヵ月とする。その間は一般貸出と同様に使用許可申請書を提出し、使用料を徴収しないものとする。なお、期間中に忠岡町文化会館におけるクラブ登録に関する要綱第7条の規定同様に、規定を満たさない、又は違反したときは、期間後クラブ登録を認めない場合があります。

活動時間について・・・週1回3時間以内(準備、活動、片付け含む)を、必ず守ってください。活動記録、参加人数は必ず日誌に記入ください。

入会・退会及び出欠について・・・クラブ員の新規入会者及び退会者の申し出が出た都度、事務所まで届けてください。クラブファイルにある出欠表に必ず記入してください。

廃部・休部、変更について・・・休部の場合は、文化会館クラブ廃部・休部届出書を提出してください。活動日に変更等がある場合、必ず事務所まで届けてください。登録申請の届け出活動日に変更がある場合、2ヵ月前から、変更可能。5週目の使用については、一般貸出と同様、使用許可申請書が必要です。

クラブの講師謝礼について・・・半ばボランティア活動として指導していただいておりますので、謝礼は会員の負担にならないよう妥当な金額でお支払いください。会員数が増えても講師謝礼は一律変動しません。会計担当者は年度末には、必ず会計報告を会員に報告してください。公の施設ですので個人経営の、塾・道場にならないようにしてください。

クラブ員のマナー・・・会館は、すべてセルフサービスです。施設を利用した後は、机等の備品は元の位置に戻し、必ず清掃を行い自分達で出したゴミは、所定の場所に捨てて帰ってください。備品等は大切に扱い、破損した場合必ず事務所に届けてください。

スポーツクラブ・・・当館で、練習されていますスポーツクラブについては「働く婦人の家補償保険制度」に、ご加入ください。(用紙は事務所にあります。)

問合せ・・・・・・・・忠岡町文化会館 (TEL 0725-33-1151)

開館時間・・・・・・・・午前9時～午後9時、日曜日は午前10時～午後6時まで。

休館日・・・・・・・・月曜・火曜・祝日・年末年始また、火曜日が祝日の場合、翌日の水曜日も休館日ですので、注意してください。
(※暴風警報が発令された場合、臨時休館となります。)